



鳥取県公報

令和元年8月2日(金)
第9124号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	肥料の登録の有効期間の更新(166) (くらしの安心推進課) 2
	大規模小売店舗に関する承継の届出(167) (企業支援課) 2
	指定種子改良団体の指定(168) (生産振興課) 2
	公共測量の実施(169) (県土総務課) 3
	土砂災害警戒区域の指定(170) (治山砂防課) 3
	土砂災害警戒区域の指定の変更(3件) (171~173) (〃) 3
	土砂災害特別警戒区域の指定(174) (〃) 4
	土砂災害特別警戒区域の指定の変更(2件) (175・176) (〃) 5
	土砂災害特別警戒区域の指定の解除(177) (〃) 6
◇ 公 告	屋外広告物講習会の開催(住まいまちづくり課) 7
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定(物品契約課) 7
	落札者の決定(教育委員会事務局教育環境課) 8

告 示

鳥取県告示第166号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項本文の規定に基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定により告示する。

令和元年8月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	その他の規格	生産業者の名称及び住所	登録の有効期間
鳥取県 第545号	混合有機質 肥料	EMアグリ	窒素全量 4.5 りん酸全量 3.5 加里全量 1.5	含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は、公 定規格のとおり	アグリ岸本 杉本 伝 西伯郡伯耆町岸本 193-2	令和元年7月27 日から令和4年 7月26日まで

鳥取県告示第167号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第11条第3項の規定による届出があったので、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和元年8月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 承継された大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイレックス湯梨浜店 東伯郡湯梨浜町大字田後字三ノ内河原413ほか
- 2 承継された店舗面積
1,574平方メートル
- 3 承継をする前に届出をした者の名称及び住所並びに代表者の氏名
大和情報サービス株式会社 代表取締役 藤田 勝幸 東京都千代田区飯田橋二丁目18-2
- 4 承継をした者の名称及び住所並びに代表者の氏名
リコーリース株式会社 代表取締役 瀬川 大介 東京都江東区東雲一丁目7-12
- 5 承継があった年月日
平成31年4月24日
- 6 届出年月日
令和元年7月18日
- 7 縦覧に供する書類
大規模小売店舗を設置している者の承継届出書及びその添付書類
- 8 縦覧に供する期間
令和元年8月2日から4月間
- 9 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県中部総合事務所地域振興局及び湯梨浜町産業振興課

鳥取県告示第168号

鳥取県農作物種子条例（令和元年鳥取県条例第3号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、指定種子改良団体を次のとおり指定したので、同条第4項の規定により告示する。

令和元年8月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 名称

鳥取県産米改良協会

- 2 主たる事務所の所在地
鳥取市五反田町3
- 3 条例第14条第1項各号に掲げる業務を行う特定農産物の種類
稲、大麦及び大豆
- 4 条例第14条第1項各号に掲げる業務を開始する日
令和元年7月23日

鳥取県告示第169号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県農林水産部森林・林業振興局林政企画課長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和元年8月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間 令和元年7月19日から令和2年3月13日まで
- 3 作業地域 鳥取市の一部（旧用瀬町の一部）、八頭郡智頭町、東伯郡三朝町並びに日野郡日野町及び江府町

鳥取県告示第170号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和元年8月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称
日南町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 3 土砂災害警戒区域の名称
秋原長道中（Ⅱ－1－3－36－173）
- 4 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局並びに日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第171号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づく土砂災害警戒区域の指定を次のとおり変更するので、同条第4項の規定により告示する。

令和元年8月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称
鳥取市
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 3 土砂災害警戒区域の名称
区域の変更に係るもの

姉泊地区（I-266）

4 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第172号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づく土砂災害警戒区域の指定を次のとおり変更するので、同条第4項の規定により告示する。

令和元年8月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称

日南町

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 土砂災害警戒区域の名称

（1）名称の変更に係るもの

変更前 深谷川（I-1-3-36-40） 変更後 深谷川（I-1-3-36-40）

変更前 小熊井川（I-1-3-36-43） 変更後 東山川（I-1-3-36-43）

変更前 コク蔵谷川（I-1-3-36-39） 変更後 虚空蔵谷川（I-1-3-36-39）

（2）区域の変更に係るもの

虚空蔵谷川（I-1-3-36-39）

4 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局並びに日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第173号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づく土砂災害警戒区域の指定を次のとおり変更するので、同条第4項の規定により告示する。

令和元年8月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称

江府町

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 土砂災害警戒区域の名称

区域の変更に係るもの

奥市川（I-1-3-38-26）、南谷川（I-1-3-38-35）

4 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局並びに江府町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第174号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和元年8月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称
日南町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 3 土砂災害特別警戒区域の名称
秋原長道中（Ⅱ－1－3－36－173）
- 4 土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおりとする。
- 5 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局並びに日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第175号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づく土砂災害特別警戒区域の指定を次のとおり変更するので、同条第4項の規定により告示する。

令和元年8月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害特別警戒区域の指定を変更する市町村の名称
鳥取市
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 3 土砂災害特別警戒区域の名称
区域の変更に係るもの
姉泊地区（Ⅰ－266）
- 4 土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおりとする。
- 5 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第176号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づく土砂災害特別警戒区域の指定を次のとおり変更するので、同条第4項の規定により告示する。

令和元年8月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害特別警戒区域の指定を変更する市町村の名称
日南町

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 3 土砂災害特別警戒区域の名称
 - (1) 名称の変更に係るもの
変更前 深埜川 (I-1-3-36-40) 変更後 深谷川 (I-1-3-36-40)
変更前 小熊井川 (I-1-3-36-43) 変更後 東山川 (I-1-3-36-43)
変更前 コク蔵谷川 (I-1-3-36-39) 変更後 虚空蔵谷川 (I-1-3-36-39)
 - (2) 区域の変更に係るもの
虚空蔵谷川 (I-1-3-36-39)
- 4 土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおりとする。
- 5 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおりとする。
(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局並びに日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第177号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成12年法律第57号) 第9条第8項の規定に基づき次のとおり土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和元年8月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 (1) 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する市町村の名称
江府町
 - (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (3) 土砂災害特別警戒区域の名称
一部について指定を解除するもの
奥市川 (I-1-3-38-26)
 - (4) 土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおりとする。
 - (5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおりとする。
- 2 (1) 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する市町村の名称
江府町
 - (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (3) 土砂災害特別警戒区域の名称
全部について指定を解除するもの
南谷川 (I-1-3-38-35)
(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局並びに江府町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号）第10条の10第1項の規定により、令和元年鳥取県屋外広告物講習会を次のとおり開催する。

令和元年8月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 講習会の日時及び場所並びに講習の課程

日 時	場 所	講 習 の 課 程
令和元年10月17日（木） 午前9時から午後4時40分まで	鳥取県中部総合事務所 1号館B棟2階 第205会議室	広告物に関する法令 広告物の施工に関する事項 広告物の表示の方法に関する事項

2 受講申込手続

(1) 受講申込書の配布

受講申込書は、鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課、東部建築住宅事務所、八頭県土整備事務所維持管理課、中部総合事務所生活環境局建築住宅課、西部総合事務所生活環境局建築住宅課、日野振興センター日野県土整備局維持管理課、鳥取市都市整備部都市環境課、鳥取市役所駅南庁舎、鳥取市各総合支所（国府町、福部町、河原町、用瀬町、佐治町、気高町、鹿野町、青谷町）及び各市町村役場（鳥取市役所を除く。）並びに鳥取県のホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/174019.htm>)及び鳥取市のホームページ (<http://www.city.tottori.lg.jp/www/genre/0000000000000/1427792812843/index.html>)において配布する。

(2) 受講申込書の受付期間

令和元年8月26日（月）から同年9月27日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

なお、郵便又は信書便による申込みは、令和元年9月27日（金）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

(3) 受講申込書の提出先

鳥取市尚徳町116 鳥取市都市整備部都市環境課（鳥取市役所本庁舎2階）

3 受講手数料及び納付方法

受講手数料は4,400円とし、受講申込書の受付後に送付される納付書により納付すること。

4 講習の課程の一部免除

鳥取県屋外広告物条例施行規則（昭和37年鳥取県規則第50号）第13条第2項の規定により、講習会における講習の課程のうち広告物の施工に関する事項の課程の免除を受けようとする者は、同項各号のいずれかに該当することを証する免状等の写しを受講申込書に添付すること。

5 問合せ先

鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課景観・建築指導室景観づくり担当（電話0857-26-7363）
鳥取市都市整備部都市環境課景観緑化係（電話0857-20-3271）

6 その他

この講習会は、令和元年鳥取県・鳥取市屋外広告物講習会として、鳥取市との合同により開催する。

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和元年8月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|--------------------|--|
| 1 調達件名及び数量 | 鳥取県物品電子調達システムバージョンアップ改修業務 一式 |
| 2 契約方式 | 随意契約 |
| 3 随意契約の相手方を決定した日 | 令和元年7月3日 |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地 | 株式会社日立システムズ中国支社
広島県広島市中区上幟町3-33 |
| 5 契約金額 | 46,696,996円(消費税及び地方消費税の額を含む。) |
| 6 随意契約による理由 | 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に関連して提供を受ける同種の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達するとその役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。(政令第11条第1項第2号) |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県総務部総合事務センター物品契約課
鳥取市東町一丁目220 |

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和元年8月2日

鳥取県立倉吉総合産業高等学校長 徳 田 章 人

- | | |
|--------------------|-------------------------------|
| 1 調達件名及び数量 | 鳥取県立倉吉総合産業高等学校汎用電子計算機組織 一式 |
| 2 契約方式 | 一般競争入札 |
| 3 落札日 | 令和元年7月4日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 東亜ソフトウェア株式会社
米子市新開七丁目13-38 |
| 5 落札金額 | 32,373,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。) |
| 6 入札公告日 | 令和元年5月24日 |
| 7 落札方式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県立倉吉総合産業高等学校
倉吉市小田204-5 |